

海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革

北九州市

北九州市の日本語学校の状況

- 北九州市では、2,247人の留学生在籍し、うち641人が日本語学校に在籍している。（令和4年5月現在）
- 令和3年度、北九州市では、253名の留学生在籍者が日本国内で就職している。
- これまで、2校8名の留学生在籍者が、日本語学校卒業後に特定活動の在留資格で就職活動を実施。うち4名の就職が決定。

＜北九州市の留学生の状況＞ ※令和4年5月現在

留学生数：2,247人（うち日本語教育機関（告示校）：641人）
 学校数：26校（うち日本語教育機関（告示校）：6校）

＜日本語学校における就職活動延長の活用状況＞

年 度	認 定 校	在留資格変更	就職決定
令和2年度	2校	4名	2名
令和3年度	1校	3名	1名
令和4年度	1校	1名	1名
計	2校※	8名	4名

※重複を除いた数字。

＜留学生への指導状況＞

市内の日本語学校は、入学時のガイダンス、出席率の確認のほか、留学生とのコミュニケーションを重視し、生活状況の確認も含め、適切な指導を行っている。



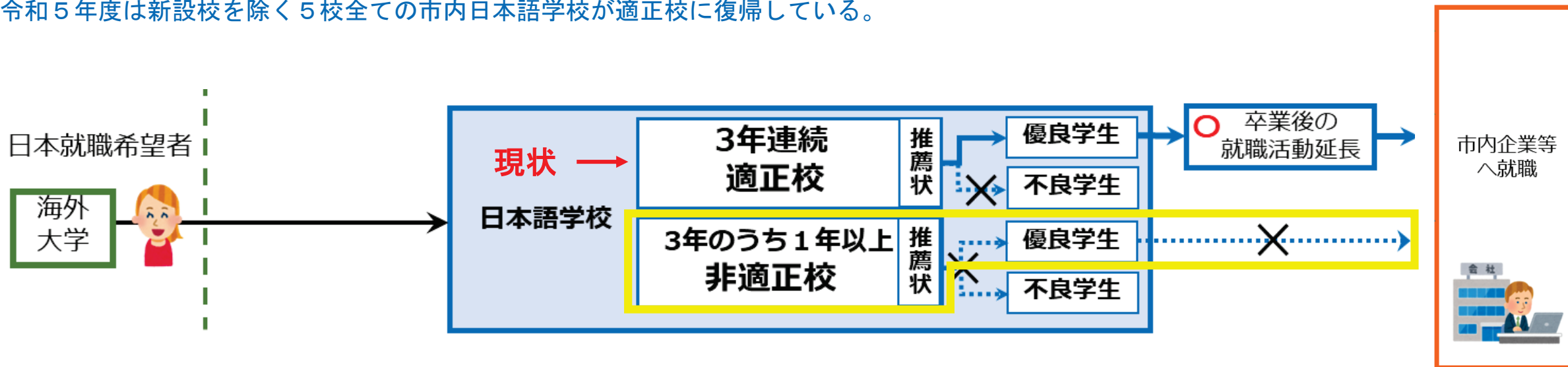
今後、就職コースの設立を目指す学校含め、新設校を除く全ての日本語学校で、就職活動延長特例の活用希望がある。

海外大学卒業外国人留学生の就活延長に関する更なる規制改革

➤ 大学・専門学校では、「適正校※」の選定に関わらず、学校が推薦する優良学生は、卒業後の就職活動延長が認められる。一方、日本語学校在籍の留学生は、「在籍校が直近3年連続適正校に選定」という要件が課せられており、1年でも非適正校となった場合、優良学生であっても、卒業後の就職活動延長が認められない。

※週28時間超の資格外活動などの問題在籍率（前年の在籍者数に占める問題在籍者の割合）が5%以下等で選定される。

※市内の新設校（1校）を除く5校の日本語学校のうち、4校が令和4年度に問題在籍率5%を超えたため、一時的に非適正校となったが、令和5年度は新設校を除く5校全ての市内日本語学校が適正校に復帰している。



規制改革提案

直近3年連続適正校でない場合でも、以下の両方を満たしている場合、「卒業後の留学生の在留管理に特区自治体関与し、適正な在留に関する信頼性を向上させる」ことを要件に、卒業後の就職活動継続を可能とする。

- ①：就職活動実施のための在留資格「特定活動」を申請時に、適正校に認定されている学校（※）
- ②：①の日本語学校が推薦する優良学生

※将来的には特区自治体による留学生の就職活動支援の運用実績が良好であることが確認された際には、申請時に非適正校であってもよいとすることも検討

特区自治体の関与について

➤ 日本語学校卒業後、従来の当該日本語学校による就職活動支援に加え、北九州市も関与し、対象学生の就職活動支援を行う。

＜対応＞

○対象者の選定

- ・北九州市が面接し、就活継続に係る意欲等を直接判断して対象者を選定し、証明書を発行する。

○活動状況の確認

- ・対象者に対し、「北九州市外国人材就業サポートセンター」が実施する留学生等と企業のマッチングを図る「就職マッチングサポート」制度の活用を必須とし、市との定期面談において、活動状況の報告を求める。

＜就職マッチングサポート活用の流れ＞ ※センターの専門相談員がきめ細かく支援



○就職活動の継続が困難となった場合の帰国指導

- ・帰国が必要となった際の費用を確保しておくことについて、選考の際に候補者に注意喚起し、必要に応じて、北九州市が預貯金通帳等を確認する。
- ・就職活動が困難になった場合には、在留期間が満了するまでの間に帰国するよう北九州市が対象者を指導する。
- ・日本語教育機関に対し、留学生の帰国を確認した旨の報告を求める。

○資格外活動の管理

- ・市が、対象者に、就労状況（アルバイト先、就労時間等）に関する届出を求め、週28時間を超える資格外活動（オーバーワーク）とならないように確認、指導する。